

大井川水系の田代川ダム第二発電所の水利権更新に関する意見書

大井川水系の田代川ダム第二発電所の水利権更新に関する意見書

我が国は近代日本の構築のため、とりわけ復興と高度経済成長を支えるため、主要なエネルギーである電力を水力発電に頼ってきました。

しかしながら、国内総発電量における水力発電量の割合は、30年前の20%から、現在は9%にまで低下している。又、水力発電用ダムから放流される水量は河川環境の維持に充分ではなく、自然生態系や河口部における海岸線の後退などにも影響を与えている。

とりわけ、この平成17年12月31日に水利権を更新される田代川第二発電所には許可水量4.99m³/sの水が、大井川水系ではなく、山梨県の富士川水系へ流域変更されている。

そして、この問題を解決すべく「大井川水利流量調整協議会」が平成15年2月6日設立され、検討を続けております。

お互いの立場を尊重しながら、大井川が本来の姿を取り戻すよう具体的要望数字をあげて協議し、さらに東京電力の「科学的根拠を」という意向をふまえて、事務局(県)において調査を実施し、必要な流量を算定し提示しました。

しかしながら、8回の協議を重ねたにもかかわらず、更新を2ヶ月を前にして合意に至らず、東京電力においては、地元要望や事務局案に歩み寄ることなく、地元住民の素朴な要望は無視されている状況にあります。

よって、川根本町議会は地元要望をふまえ、流域自治体も了承している「大井川水利流量調整協議会」事務局(県)案

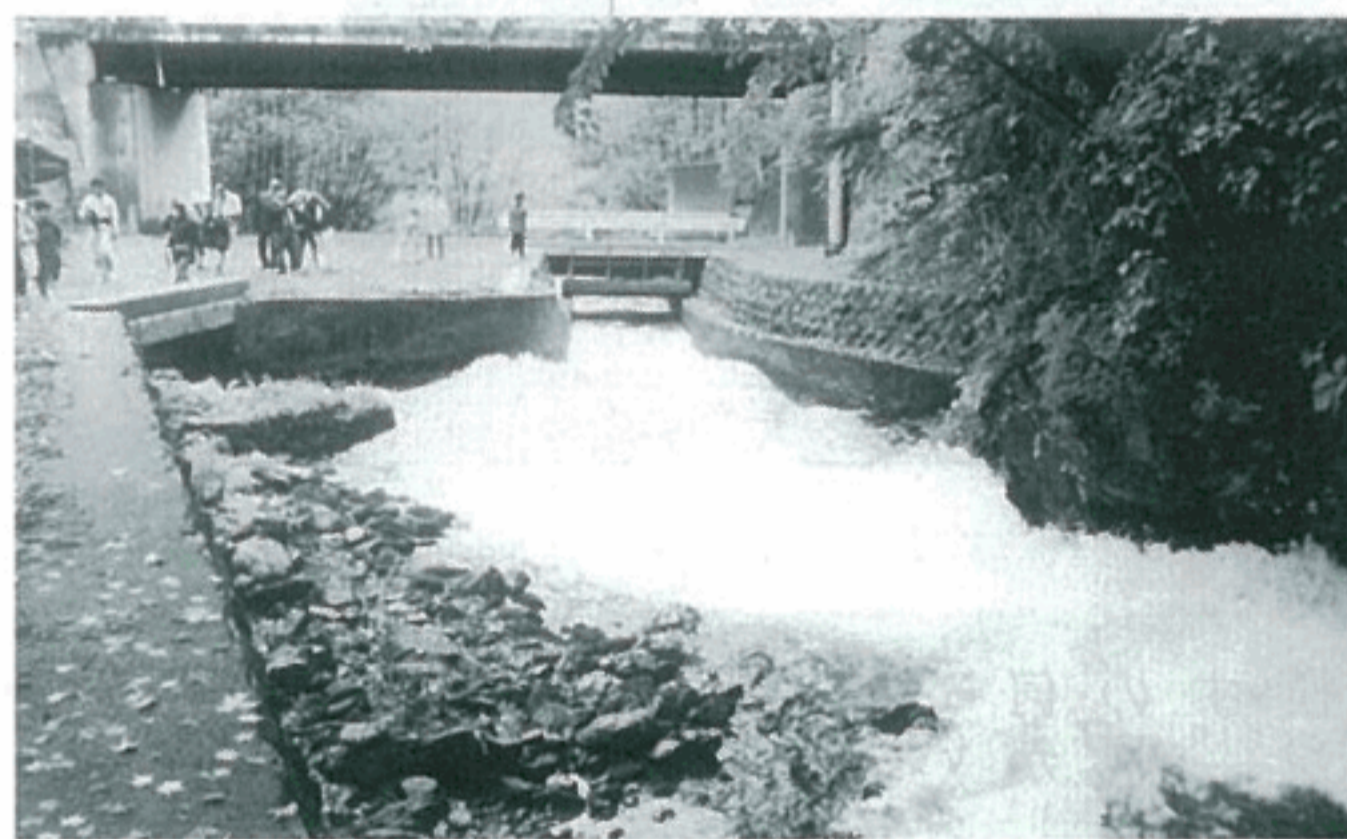
- ① 1～2月：0.8m³/s(駿遠橋での景観から必要)
- ② 3～4月：1.0m³/s(富士見橋下流でのウグイの産卵から必要)
- ③ 5～10月：2.0m³/s(塩郷堰下流での河川利用から必要)
- ④ 11～12月：1.1m³/s(大鉄橋梁付近でのアユの産卵から必要)

を支持するとともに、国・県のご指導の下に東京電力に対し、真摯に対応し、速やかに合意に至るよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年11月4日

静岡県川根本町議会



田代ダム導入部

大井川の源流部にある東電田代川ダムの水利権更新に向けて「大井川水利流量調整協議会」が開かれ協議されてきました。

議会も「大井川水環境健全化議員協議会」でこの問題に取り組んできました。そして「大井川の水は、大井川への素朴な願いを、官民一体となり署名活動等

により主張し、その恵みを後世に伝えていくための運動を支援し、早期合意と内外にアピールするために意見書を採択しました。

皆様のご支援、ご協力のもと合意に至りましたがこの結果は、流域住民として大井川の重要性を改めて認識されたのではないのでしょうか。

久野

過疎地域自立促進計画

川根本町の過疎地域自立促進計画が、12月20日の議会で議決されました。これは法律により過疎地域に指定された自治体(町)の活性化を図り、町の自立促進を図ることなどを目的に国が財政支援を行うことを内容とするものです。財政支援は、今までも法律の名前

の方法は、町で起こす町債(借金)の元利償還に要する経費の70%を国がみるというものです。計画の策定にあたっては町は県と協議したうえで、議会の議決を経て、計画を策定します。このよう

を変えながら続けられてきていますが、今回は10年を期間とする法律の後半の5年間となる平成17年度から22年度を対象とするものです。

計画にもられる事業の内容は、産業の振興、交通や生活環境の整備、福祉の増進、医療



町営バスの運行経路の拡大

の確保、教育の振興などひろく網羅されています。当然、当町がこれからつくる総合計画とも整合性のあるものです。このような国の財政支援を積極的に利用しながら、中長期的な視野に立った効率的な行財政運営を実現していくことが大切です。

板谷

